

○千葉県建築基準法施行細則（昭和39年3月21日規則第12号）

---

（不適合建築物等の届出）

第二十一条 法第八十六条の七第一項から第三項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項（法第四十八条第一項から第十三項まで及び法第五十一条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第五十一条第一項から第四項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者及び占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。

全部改正〔昭和五九年規則五九号〕、一部改正〔平成三年規則三二号・一一年五五号・一七年一六五号・一九年一〇五号〕

不適合建築物等台帳  
(表面)

市町村名・番号		市・町・村 第 号		地 域・地 区		調整年月日 年 月 日							
建築物・ 工作物	所在地			不適合条項	第 条第 項 ( )		決 裁 欄						
	名 称				第 条第 項 ( )								
	住所 所有者 氏名			現在地に建築すること のできなくなった日	年 月 日								
	住所 管理者・占有者 氏名			設置年月日	年 月 日								
不適合の分類 (別表第二等の分類)													
基準時 の状 況	用 途			原 料			製 造						
	不適合部分の面積	m <sup>2</sup>		原動機の 総出力数	Kw		品 名						
	不適合の事由が原動機 の出力又は機械のとき	原動機 の出力	Kw	機 械 名 及び台数									
	危険物品名 及び数量	貯 蔵			処 理								
	その他の 概 要												
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	容積率	%	高さ等						
基準時 の建 築物 又 は 工 作 物	棟等の 名称	構造・階数	建築面積	延べ面積 (築造面積)	不適合部分面積	原動機 出力	機械の 台数	危険 物品量	設置年月日	確認等			
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw							
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw						
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw						
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw						
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw						
	合 計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw						
その 後 の 建 築 ・ 築 造 の 経 過	棟等の 名称	構造・階数	建築面積	合 計	延べ面積 (築造面積)	合 計	不適合部 分の面積	合 計	原動機の 出力合計	機械の 台数合計	危険物品 の合計	確認年月日	番 号
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw				
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw				
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw				
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw				
		・	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	Kw				
許容限度	建築面積		延べ面積の合計 (築造面積の合計)		不適合部分の面積		原動機の出力		機械の台数		危険物品の貯蔵量		
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		Kw		Kw				
現場 調 査	調査者印		適 要										
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												

注 1 この台帳は、法第3条第2項の規定により、法、政令及び条例の規定に適合しなくなったときを基準にして（「基準時」という。）作成してください。

2 危険物品については、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものについて その名称及び数量を記入してください。

3 書ききれない場合は、別紙により記載し、裏面にはり付けてください。

4 裏面に付近見取図、配置図、平面図その他不適合の状況を示す図面を記入し、又ははり付けてください。

(裏面)

(記載上の注意) 付近見取図、配置図(方位及び土地測量実測図を含む。)平面図その他不適合の状況を記入してください。

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the user to draw or write notes related to the site plan and measurements mentioned in the instructions above.